## その他の要望項目

### I. 企業年金保険関係

○公的年金制度を補完する企業年金制度(確定給付企業年金制度、企業型確定拠出年金制度、厚生年金基金制度)および個人型確定拠出年金制度等の積立金に係る特別法人税を撤廃すること、撤廃に至らない場合であっても課税停止措置を延長すること

企業年金(確定給付企業年金、企業型確定拠出年金、厚生年金基金)および個人型確定拠出年金は、公的年金を補完する制度として、勤労者の老後生活を保障する上で重要な役割を担っていますが、我が国の急速な少子高齢化の進展に伴い、その重要性は従来以上に高まるものと考えられます。

これらの年金制度においては、現在、約1.2%の税率(地方税を含む)で特別法人税が課されることになっていますが(令和8年3月末まで課税凍結中)、昨今の厳しい運用環境下での1.2%の負担は極めて大きく、企業年金制度の持続性や受給権の保全にも支障をきたすことになります(図表18)。さらに、退職給付会計により企業年金の積立不足額が負債計上されるため、財務効率の悪化を通じ企業格付にまで影響を及ぼすことになりかねません。

また、確定拠出年金の場合、企業型年金のみならず、個人型年金の積立金に対しても特別法人税が徴収されることになっており、当該制度の普及・発展の大きな障壁となることが懸念されます。

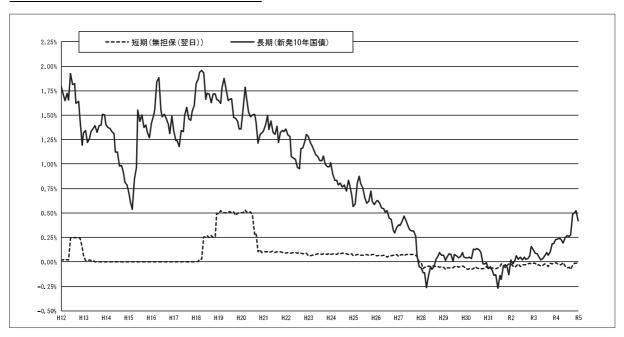
そもそも諸外国の企業年金制度においては、積立金に課税している例はなく、 国際的整合性の観点からも大きな問題であると言えます(図表19)。

試算によれば、仮に特別法人税が復活した場合、25年間の積み立てで年金給付水準が約20%削減されてしまうことになります(図表20)。

今後、年金課税について、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討していくにあたっては、運用段階の課税である特別法人税について、<u>より豊かで安定した老後生活を確保するため、また、公的年金を補完する企業年金制度の健全な発展のために、適用凍結ではなく撤廃を要望します。また、撤廃に至らない場合であっても、課税停止措置を延長することを要望します。</u>

あわせて、事業主が勤労者の財産形成のために資金を拠出する制度である財形 給付金契約や財形基金契約の積立金に対しても特別法人税が課されることになっ ていることから、財形給付金契約および財形基金契約の積立金に係る特別法人税 についても撤廃を要望します。また、撤廃に至らない場合であっても、課税停止 措置を延長することを要望します。

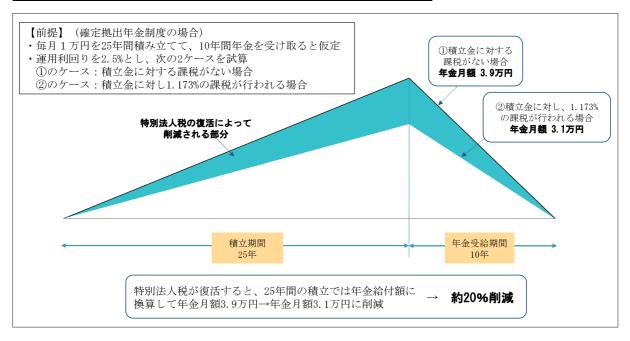
### (図表18)短期・長期金利の推移



### (図表19)主要各国の年金課税の原則

	アメリカ	イギリス	フラ	ンス	ドイツ	日本
拠出段階			非課	税		
運用段階			非課	税		課税
給付段階			課	税		

### (図表20)特別法人税が復活した場合の年金給付額試算



# ○確定給付企業年金制度において、現行のとおり拠出限度額を設定しないこと

現在、老後の所得確保に向けた支援を公平かつ分かりやすくする観点等から、 確定給付企業年金制度を含めた拠出限度額の在り方について、社会保障審議会企 業年金・個人年金部会において、引き続きの検討課題とされています。

また、令和4年11月28日に「新しい資本主義実現会議」において決定された資産所得倍増プランにおいては、企業における雇用者(従業員)の資産形成の支援のための取組は人的資本の戦略上も重要であると位置づけられ、中小企業も含め雇用者(従業員)の資産形成に向けた幅広い支援を行っていくことが求められています。

確定給付企業年金制度は、従業員の老後の所得確保の側面のみならず、退職一時金制度由来の功労報奨的な側面や賃金の後払い的な側面など、従業員の資産形成に関する様々な性質を有しています。このような人事制度としての利便性の高さから、中小企業も含めて企業規模を問わず広く活用され、制度の普及につながってきた歴史があります。従って、労使合意を前提とした現状の自由な制度設計を妨げないことが、制度の普及・推進ひいては老後の所得確保などの従業員の資産形成につながるものと考えます。

また、拠出限度額の水準次第ではありますが、拠出限度額を超えて拠出している確定給付企業年金制度の加入者は、拠出が抑制され、それに伴って給付水準が減少することが懸念されます。

なお、例えば、給付水準が減少しないように、退職一時金制度に移行した場合には、企業の倒産時に退職一時金を十分に受け取れない可能性がある等、結果的に従業員の受給権保護が後退する可能性も考えられます。

そのため、<u>確定給付企業年金制度において現行のとおり拠出限度額を設定しな</u>いことを要望します。

○確定給付企業年金制度における中途引出し(脱退一時金)の在り方の検討にあたって、現行のとおり中途引出しを認めること

現在、高齢期の所得確保を図る観点等から、確定給付企業年金制度を含めた中途引出しの在り方について、社会保障審議会企業年金・個人年金部会において、引き続きの検討課題とされています。

また、令和4年11月28日に「新しい資本主義実現会議」において決定された資産所得倍増プランにおいては、企業における雇用者(従業員)の資産形成の支援のための取組は人的資本の戦略上も重要であると位置づけられ、中小企業も含め雇用者(従業員)の資産形成に向けた幅広い支援を行っていくことが求められています。

確定給付企業年金制度は、従業員の老後の所得確保の側面のみならず、退職一時金制度由来の功労報奨的な側面や賃金の後払い的な側面など、従業員の資産形成に関する様々な性質を有しています。このような人事制度としての利便性の高さから、中小企業も含めて企業規模を問わず広く活用され、制度の普及につながってきた歴史があります。その中で、中途引出し(中途退職時の給付)は、従業員にとって、とりわけ中途退職時の資金需要に対する一時的な所得確保のための財源として重要な役割を担っており、企業にとっても、こうした従業員ニーズを満たすことによる人材確保および退職金制度との親和性の観点から必要不可欠です。

中途引出しが制限された場合、多くの確定給付企業年金制度が終了または縮小することで退職時給付が退職一時金制度に回帰することが懸念され、その結果として企業の倒産時に退職一時金を十分に受け取れない可能性がある等、従業員の受給権保護が後退する可能性があるものと考えられます。

そのため、中途退職時の所得確保の観点および受給権保護の観点から、確定給付企業年金制度においては現行のとおり中途引出しを認めることを要望します。

## ○確定給付企業年金制度について、企業の年金支給義務等を 移転させる仕組みを導入するための措置を講ずること

確定給付企業年金制度では、将来的に「年金での受給の増加によるリスクの増大」、「長期金利(割引率)の低下による退職給付債務の増大」等により事業主の維持コストや負債が増大する可能性がありますが、年金の資産と債務の全部または一部を保険会社などの第三者に移転する仕組み(バイアウト、バイイン等)を活用することで、将来リスクが顕在化した際に事業主が被る当該コストや負債の増大の影響を消滅・削減させることが可能となります。

また、事業主が終身年金受取や有期年金受取を採用した確定給付企業年金制度 を有し続けることが困難となった場合であっても、当該仕組みを活用して財務リスクや運用リスクの移転・軽減、事務負荷の軽減等を行うことが可能となれば、 制度が約する給付と同等の給付が維持できる可能性が増すほか、加入者(受給者) は年金受取が維持されることを期待できます。

上記を踏まえ、企業の年金支給義務等を移転させる仕組みを導入できるように するため、年金支給義務等を移転する際の非課税措置を講ずること、および移転 後の年金給付も、移転前同様、公的年金等控除の対象として担保される措置等を 講ずることを要望します。

#### (図表21)年金支給事務等を移転する仕組み (イメージ)



# ◎企業型確定拠出年金制度における退職時の中途引出し(脱退一時金)について支給要件を緩和すること

企業型確定拠出年金制度における脱退一時金の支給要件は、通算拠出期間が短い(5年以下)または資産額が少額(25万円以下)であること等の要件を満たす場合に限るとされており、原則として60歳に達するまで給付を受けることができません。

外国籍加入者が帰国して厚生年金適用事業所に使用されなくなった場合について通算拠出期間が短い、または資産額が少額である場合等に限った措置が、2022年5月に施行されましたが、それ以外の外国籍の企業型加入者が国外に転居し厚生年金適用事業所に使用されなくなった場合、企業型・個人型確定拠出年金の加入資格がなく、加入者として掛金の追加拠出が出来ないにもかかわらず、個人別管理資産に手数料がかかり、場合によっては個人別管理資産が減少する方が発生することや、国外から日本に対して書面の手続きを行わなければならないこと等から、退職時に脱退一時金を受け取りたいというニーズがあります。

また、加入者の被災等により厚生年金適用事業所に使用されなくなった場合に、 一時金を速やかに受け取りたいというニーズがあります。

そのため、<u>上記のような一定の要件を満たした場合に脱退一時金を支給可能と</u>すべく、支給要件の緩和を要望します(図表22)。

#### (図表22)企業型確定拠出年金制度における脱退一時金の支給要件の緩和

	60歳未満の退職				
企業型 確定拠出年金制度	脱退一時金支給原則不可	【要望】 一定の要件*を満たした 場合に脱退一時金支給可			

※外国籍加入者の国外転居や加入者の被災等により厚生年金適用事業所に使用されなくなった場合